

## 平成27年度第1回陸前高田市都市計画審議会議事録

1 日時 平成27年4月27日(月)

午前10時 開議

午前10時45分 散会

2 場所 陸前高田市役所4号棟3階第6会議室

### 3 議事

議案第1号 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設(高田南地区)  
の変更について

議案第2号 陸前高田都市計画用途地域の変更について(高田地区高台2)

### 4 出席委員(9人)

会長 松坂泰盛 委員 菅野秀一郎 委員 長谷川節子

委員 畠山明夫 委員 村上克夫 委員 鶴浦昌也

委員 佐々木一義 委員 菅野稔

委員 佐々木一彦(代理 大船渡土木センター副所長 田中隆司)

### 5 説明のために出席した者

市長 戸羽太(挨拶のみ) 都市整備局長 山田壮史

都市計画課長 阿部勝 都市計画課計画係長 永山悟

### 6 職務のために出席した職員

都市整備局市街地整備課

主幹兼課長補佐 伊賀浩人 区画整理係長 高橋宏紀

都市整備局都市計画課

課長補佐兼下水道係長 千田顕彦 主任 立花佳典

主任技師 大坂貴樹 主事 若林謙一郎

### 7 審議会の概要

午前10時 開議

#### (1) 開会

##### ○事務局(阿部都市計画課長)

定刻となりましたので、ただいまより、平成27年度第1回陸前高田市都市計画審議会を開会させていただきます。はじめに、開会に当たりまして、戸羽市長より御挨拶を申し上げます。

## (2) 挨拶

### ○戸羽市長

皆様、おはようございます。

お忙しい中、平成27年度第1回の陸前高田市都市計画審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

新年度になりまして初めての都市計画審議会ということで、私も参加をさせていただいております。

現在、復興計画のちょうど半ばにきており、日々様々な復興工事、復興事業を進めていただいておりますけれども、まだまだ課題がございます。

また一方で、実情に合った形に整えていかなければいけないということで、今回の見直しということでございます。

御案内のとおり、国のほうは、集中復興期間である平成27年度までの5年間はこれまでどおりということですが、平成28年度以降につきましては費用の一部負担を被災自治体に求める動きが見えてきております。当市の財政状況も現実として厳しいものがございまして、まだまだ復興途上でございますので、我々といたしましては、できる限りスピーディーにできるところはスピーディーにやっつけていかなければと考えているところです。時間が掛かれば掛かるほど、物価の上昇もそうですが、コストもかかり、新しい課題も出てきてしまう現実がございます。

そういう意味で、都市計画審議会の委員の皆様には、大いに議論をいただきながらも、実情、現状をより良く把握していただきながら、一日も早い復興のために御理解と御協力を賜りたいと思っておりますのでございます。

平成27年度は、震災復興計画の「復興展開期」2年目、「チャレンジの1年」ということで、市役所の中でも位置づけをさせていただいております。

これから商店街等の復活も目指していくわけでありまして、ぜひ、忌憚のない御意見をいただきながら、一日も早い復興のために、引き続き今年度もよろしくお願い申し上げます。御挨拶といたします。

### ○事務局（阿部都市計画課長）

ここで、市長は他の用務がございますので、退席させていただきます。

(戸羽市長退席)

### (3) 出席者紹介等

#### ○事務局（阿部都市計画課長）

それでは、はじめに資料の確認をお願いいたします。

事前に、①次第、②委員名簿、③座席図、④議案書、⑤意見書の要旨と市の見解、そして⑥【参考資料】といたしまして「今後変更する都市計画について」をお届けしておりますが、本日みなさん御持参いただいておりますでしょうか。もしなければお配りいたしますが、よろしいですか。

本日の出席委員でございます。配布してございます名簿をもちまして御紹介に代えさせていただきますと思いますが、この4月の人事異動に伴いまして、関係行政機関の職員として今回から新たにお問い合わせいたします委員のみ御紹介させていただきます。岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター所長 佐々木 一彦委員、本日は、代理で田中隆司副所長に出席いただいております。

#### ○田中大船渡土木センター副所長

田中と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。

#### ○事務局（阿部都市計画課長）

市側からは、山田都市整備局長ほか、市街地整備課、都市計画課の職員が出席しております。よろしくをお願いいたします。

私は、都市計画課長 阿部でございます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

### (4) 議事

#### ○事務局（阿部都市計画課長）

それでは、はじめに事務局から御報告いたします。

本日は、委員12名の2分の1以上、9名の出席をいただいておりますので、陸前高田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、本会議につきましては、事務局において議事録を作成いたします。つきましては、議事録署名委員を、本日は村上委員をお願いいたします。

また、議事録を作成する都合上、録音をさせていただきますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、ここからの議事の運営につきましては、松坂会長をお願いいたします。

## ○松坂会長

おはようございます。

それでは、ただいまより平成27年度第1回陸前高田市都市計画審議会の審議を進めてまいりますので、委員のみなさん、よろしくお願ひします。

次第に従ひまして、「3 議事」から進めてまいります。

### 【審議】

**議案第1号 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更について**

**議案第2号 陸前高田都市計画用途地域の変更について（高田地区高台2）**

## ○松坂会長

議案第1号「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更について」と議案第2号「陸前高田都市計画用途地域の変更について（高田地区高台2）」を、一括して事務局より説明をお願いします。

なお、住民説明会、都市計画の変更案の縦覧の経過、意見書の提出について等も含めて、説明をお願いします。

## ○事務局（永山計画係長）

それでは、都市計画課の永山より説明いたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

はじめに、大変恐縮ではございますが、議案書に訂正がございますので、お配りしている議案書と「議案書の訂正について」というA4判の資料を御確認ください。

まず、議案書の表紙の9行目、議案第1号の部分、説明資料でございますが、「p2～6」の6の前に「p」を入れていただき、「p2～p6」に訂正をお願いいたします。

続きまして、その下の10行目、「陸前高田都市計画用途地域の変更（高田地区高台2）について」とございますが、「陸前高田都市計画用途地域の変更について（高田地区高台2）」に訂正をお願いします。

続きまして、議案書9ページをお開きください。図面の右下に黄色と赤色の枠がございます。その両方について、「一団地の災拠点市街地形成施設」とありますところ、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」に訂正をお願いします。

続きまして、議案書11ページの上の見出しの部分でございますが、「陸前高田都市計画

用途地域（高田地区高台2）の変更について」とありますところ、「陸前高田都市計画用途地域の変更について（高田地区高台2）」に訂正をお願いします。

続きまして、同じページの9行目、「2 変更の内容」の「対象」とあるところ、「高田地区被災市街地復興土地区画整理事業のおける」とありますが、この部分を「における」に訂正願います。

議案書の訂正については、以上でございます。

それでは、議案書に沿って内容を説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、「はじめに」でございます。

本市では、早期の復興を目指し、新しいまちづくりを行っているところでございますが、被災市街地復興土地区画整理事業については、昨年7月から9月にかけて換地意向確認調査を行い、それを踏まえて、現在、高田地区について事業計画変更の手続を進めているところでございます。

今回、その高田地区の事業計画変更に合わせて、次の都市計画を変更するものです。

- 1 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）
- 2 陸前高田都市計画用途地域（高田地区高台2）

です。

以下、被災市街地復興土地区画整理事業と一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）のこれまでの経緯を掲載してございますので、お目通し願います。

これから、議案の説明に先立ちまして、資料にはございませんが、今回の都市計画変更手続に係る状況をご説明いたします。

まず、住民説明会についてですが、先月20日(金)に高田第一中学校にて、21(土)に市役所にて開催しております。説明会は、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更の住民説明会と併せて行ったもので、参加者は、20日が113名、21日が124名でございました。

その後、地区ごとの説明会を行いまして、先月24日(火)から今月7日(火)まで都市計画変更案の縦覧を行い、期間中の縦覧者は、計27名でございました。同期間中、意見書の提出が1件ございましたが、これについては、後ほど説明いたします。

それでは、議案について説明いたします。

2ページ「議案第1号 陸前都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更について」です。

「1 変更の目的」です。

市では、中心市街地の整備を早期に進めるため、平成26年5月20日に「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）」の都市計画決定を行っております。

今回、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る土地利用計画の変更に伴いまして、新たな商業地等の区域に合わせる形で本都市計画の区域を縮小いたします。

「2 変更の内容」については、次のページの図と併せて説明いたします。

ページをめくっていただきまして、3ページに区域図を掲載しております。これは高田地区の中心部を拡大したものです。左上の図の黄色の線が変更前の区域、右下の図の赤線が変更後の区域で、面積は、約24.4ヘクタールから約23.0ヘクタールに縮小いたします。

4ページからは、参考として、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画の見直しについて掲載しております。ページをめくっていただきまして、5ページには変更前、6ページには変更後の土地利用計画をお示ししています。今回は、6ページに③として中心部をだ円にくくっておりますが、商業系エリアの配置を見直したことに伴い、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の区域を変更するものです。

ページをめくっていただきまして、以降は、都市計画変更の法定図書として、7ページに計画図、8ページに変更理由書、9ページに総括図、10ページに計画図を掲載しておりますので、御確認ください。

続きまして、11ページ「議案第2号 陸前高田都市計画用途地域の変更について（高田地区高台2）」です。

「1 変更の目的」です。

まず、「用途地域」とは、市街地において様々な規模や用途の建物が無秩序に混在するのを防ぐなど、良好な生活環境を確保するために土地利用等のルールを定める都市計画です。

今回、高田地区高台2について先行して供用を予定しておりますことから、用途地域を変更いたします。

「2 変更の内容」です。

下の図の赤枠で囲まれた高田地区高台2について、用途地域は無指定から第一種中高層住居専用地域に、建ぺい率は70パーセントから60パーセントに変更いたします。容積率は、200パーセントのまま変更なしで、これら用途地域、建ぺい率等は、現在の鳴石団地等と同じものといたします。

ページをめくっていただきまして、以降は、法定図書として、12ページに計画書、13

ページに変更理由書、14ページに総括図、15ページに計画図を掲載しておりますので、御確認ください。

以上が、議案書の説明となります。

続いて、市に提出された意見書の要旨と市の見解について説明いたします。こちらの意見書に関する配布資料をご覧ください。

タイトルは、「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更及び陸前高田都市計画用途地域の変更（高田地区高台2）の案に関する意見書について」です。

意見書は、こちらの1件です。意見書の要旨ですが、

「自身が所有している土地の面積は、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業による減歩を受け、210㎡にしかなくなる。」

「現在は一関市在住であるが、故郷である陸前高田市に戻り、家を建てたいと願っているので、せめて100坪の土地を受け取りたい。」です。

本意見書についての市の見解をその右側に掲載しております。

「本意見は、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業に対する意見であり、今回の都市計画の変更に対する意見ではないと考えます。」

「なお、換地後の地積が100坪を下回る場合は、減歩緩和の申出を受けることにより、清算金は伴いますが、100坪を上限とした換地を行うことができるような措置をとっております。」

以上が、意見書についての説明でございます。

事務局からの説明は、以上でございます。

### ○事務局（山田都市整備局長）

私から、1点補足をいたしますが、議案第1号「陸前高田都市計画一団地の津波復興拠点市街地形成施設（高田南地区）」は、ちょうど1年前の4月25日に開催された都市計画審議会に付議させていただきました。その際、現地説明において旧市役所の位置の盛土を見ていただき、決定させていただいた案件です。今回は、その案件の変更ということでございますので、昨年の審議会のことも併せて思い出しながら、御審議いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

### ○松坂会長

それでは、質疑に入ります。

この一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）は、早期に商店街をつくること

を目的としたものですね。この案件は、昨年の4月に当審議会で審議していますが、その際に決定した区域が、今回、議案書3ページに示されたように黄色の枠から赤枠のように変更されるという内容とのことです。

それでは、議案について、どなたか質問はありませんでしょうか。

#### ○鵜浦委員

一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の面積、変更前の約24.4ヘクタール、変更後の約23.0ヘクタールのどちらでも結構ですが、そのうち市が所有する土地（市有地）に換地する面積は、何ヘクタールくらいになるのでしょうか。

#### ○事務局（高橋区画整理係長）

市街地整備課の高橋と申します。私からお答えします。

かさ上げ部の換地につきましては、現在作業中でございます。

換地後の面積についても、現在計算中でございます。申し訳ございませんが、本日は、まだ御回答できません。

#### ○鵜浦委員

この20数ヘクタールというのは、市が地主さんから買取りをする面積だったと思います。地主さんからの買取希望は少なくないと思われますし、ちまたの話を聞くと、大町、荒町の土地は買って欲しいという方が結構いらっしゃるように伺っています。そのような状況の中で、買取可能な土地の面積は、だいたい何ヘクタールくらいあるのでしょうか。

#### ○事務局（高橋区画整理係長）

市として所有したいと考えている土地は、10ヘクタールを超える程度の地積でございます。ただ、その面積についても、正確にはこれから計算することになりますし、買取できる対象者ですとか、状況等を見まして、今後、選択していくという流れになります。

まだ、どういう方を選択するかというところまで、作業は進んでおりません。

現在は、そのような状況でございます。

#### ○鵜浦委員

議案書の5ページと6ページを見ると、土地利用計画が変更されるたびに土地区画整理事業の区域内の道路計画と申しますか、道路設計と申しますか、それが変わっているように見えるのですが、細い街路も含めて、実際にこのページで示された道路整備を行うということでしょうか。

#### ○事務局（高橋区画整理係長）

議案書の5ページ及び6ページで示しているのは、高田地区被災市街地復興土地区画整理

事業における土地利用計画図でございまして、現在事業計画変更の手続を進めているところです。細い街路についても、ご覧いただいている土地利用計画図のとおり認可をいただくべく、県と協議を進めております。

#### ○鶴浦委員

この区域に換地されたい、住みたいと考えている方の話を伺うと、道路がある程度基盤の目のように整備されているほうが、有事の際に北側あるいは山側に避難しやすいということです。この計画ですと、北側に逃げたところ行き止まりで、そこから右に行かなければならない、左に行かなければならないということになり、ずっと住んでいる方は道路事情が分かるでしょうけれども、親戚の方や観光客の方が来た際に地震が起きたという場合、この土地利用計画に示された道路では避難しにくいのではないかとの声もあろうと思います。その点について、いかがでしょうか。

#### ○事務局（阿部都市計画課長）

その点につきましては、都市計画課長よりお答えします。

御指摘のとおり、議案書6ページの③のエリアの道路は、当初、基盤の目のようになっていたところもございしますが、その後、陸前高田商工会のみなさん等との色々な懇談の中で、全部でなくてもよいけれど、新しい街の中に昔の面影が残る、震災前の荒町、大町のようなまちなみを残してほしいという意見がありましたので、少しではありますが、そのような意見を反映させたいと考えています。

また、同ページのピンクのエリアにある鍵型の道路ですが、市有地であれば、公の市道ではないとしても、市有地の中の敷地内通路のようなものを設けて、実質、人や車が通ることができるようにすることも可能だということですので、引き続き、安全面を考えながら取り入れていきたいと考えています。

#### ○事務局（山田都市整備局長）

併せて、高台への避難路は主要なものが4本ありますが、今後、高田松原地区も含めて、市外からの来訪者の避難の誘導ということ、防災担当部局と一緒に、表示も含めて工夫していく必要があると考えています。

#### ○菅野稔委員

議案書の11ページでは、建ぺい率が70%から60%に変更されるようですが、これは、高田地区高台2の区域に家を建てたいという方が減ったことがその理由ということになるのでしょうか。

#### ○事務局（永山計画係長）

計画係長よりお答えします。

元々、高田地区高台2のエリアは、用途地域の指定をしていなかったのですが、無指定の場合、建ぺい率70%、容積率200%と当市では定めております。この区域について、今回、第一種中高層住居専用地域と定め、周辺の鳴石団地等の状況に合わせ、建ぺい率を60%と設定したところです。

#### ○菅野稔委員

ちなみに、この高田地区高台2の区域においては、現時点で何世帯くらい見込んでいるのでしょうか。

#### ○事務局（伊賀市街地整備課主幹兼課長補佐）

市街地整備課の伊賀と申します。

高田地区高台2については、おおよそ100戸程度を配置する計画になっております。

#### ○松坂会長

参考資料「今後変更する都市計画について」の3ページに、詳しく、第一種中高層住居専用地域とはどういう用途なのか、どのような建築制限があるのか等が書いてありますので、参考にご覧ください。

#### ○事務局（山田都市整備局長）

説明の順番が、参考資料のほうが後になってしまいましたが、建ぺい率を下げるというより、無指定だったところに新たに用途地域を指定するということでございます。

#### ○松坂会長

そのほか、質問はありますでしょうか。

住民説明会、商工会との意見交換ですとか、市でも色々検討して、意見を入れて案を作成したようであります。

#### ○事務局（山田都市整備局長）

意見書についてですが、先ほどの説明でもございましたように、これは被災市街地復興土地地区画整理事業に係る意見ですので、別途、土地地区画整理法の定めにより、岩手県都市計画審議会に付議されます。

今回の都市計画変更に対する意見ではなかったものですが、意見書が提出されたことの御報告をさせていただいたということでございます。

#### ○松坂会長

ただいまの説明にあったように、今回の意見書は都市計画変更に対する意見ではないということですが、丁寧に市の見解が示されていますので、御理解いただければと思います。

そのほか、御意見ありますでしょうか。

#### ○村上委員

議案書の5ページと6ページについて、現計画と変更案を比べた際に、現計画では、大石地区に農地がありました。大石地区は、農地が集約され、結構田んぼや畑が多かったのですが、変更後は、この農地がどのように換地される予定なのでしょうか。

#### ○事務局（高橋区画整理係長）

議案書5ページが変更前ということで、大石地区に農地のエリアがございました。

その後、換地意向確認調査を行った結果、農地等を希望される方が少なくなっている状況でございました。一方で、宅地を希望される方が多かったことから、希望面積に応じて各エリアの面積を配分したところであります。

#### ○村上委員

そうしますと、農地から宅地に変更できるという解釈でよろしいでしょうか。

#### ○事務局（高橋区画整理係長）

土地区画整理事業は優良宅地を整備するための事業ですので、基本的には、農地も宅地としてお返しするのが原則ということでございます。

#### ○松坂会長

そのほか、御意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声）

それでは、他に御意見がないようですので、議案第1号「陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（高田南地区）の変更について」及び議案第2号「陸前高田都市計画用途地域の変更について（高田地区高台2）」を原案どおり承認し、岩手県知事と協議することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、異議なしと認め、議案について原案どおり承認いたします。

以上で、本日の議事は、終了といたします。

#### (5) その他

## ○事務局（阿部都市計画課長）

松坂会長、どうもありがとうございました。

続きまして、次第の「4 その他」でございます。

事務局から、今後御審議いただく案件について御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

## ○事務局（永山計画係長）

それでは、事務局より説明させていただきます。お配りしております参考資料「今後変更する都市計画について」をご覧ください。座って説明させていただきます。

こちらにつきましても、先の住民説明会において説明させていただいたところでございます。今後変更を予定している都市計画は、次のとおりでございます。

1つ目は、「用途地域の変更（高田地区）」でございます。高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に合わせて、今後、高田地区全体においても、用途地域を変更いたします。

2つ目は、「地区計画（高田地区）」でございます。都市計画法に基づく「地区計画」とは、良好な生活環境を確保するために、地区内の道路、公園等の整備や建築等に関し、用途地域よりさらにきめ細かくルールを定めるものでございます。当市では、これまで地区計画を定めておりませんでした。今回、高田地区被災市街地復興土地区画整理事業等に合わせて指定いたします。

これらの都市計画変更・決定に向けては、改めて住民説明会、都市計画審議会を開催する予定としております。下に、今後の流れを書いておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

ページをめくっていただきまして、2ページ「用途地域の変更素案（高田地区）」について説明します。

図面のそれぞれの吹出しが、各用途地域の変更の考え方を示しております。

先ほど説明した高田地区高台2も該当いたしますが、左上の「①高台住宅地」（緑色のエリア）は、第一種中高層住居専用地域とします。これは、良好な住居環境を守るための地域となっております。

その下の「②かさ上げ住宅地」（黄色のエリア）でございますが、これは、住居環境を守る地域で、住宅のほか、中規模な店舗やホテル等も建築可能です。

その下の「③かさ上げ準商業エリア」（ピンクのエリア）は、「近隣商業地域」とします。これは、近隣に対する商業や業務のための地域です。

「④かさ上げ商業エリア」（赤のエリア）ですが、「商業地域」とします。商業や業務のための地域です。

その右側の「⑤かさ上げ工業エリア」あるいは「平地部」でございますが、こちらは、準工業地域あるいは白地とします。準工業地域とは、軽工業等のための地域です。

右側に「⑥区画整理区域外」です。基本的には変更はありませんが、一部の地域を準工業地域や白地に変更いたします。

3ページには、それぞれの用途地域で建てられる建物等を整理した資料を掲載しておりますので、お目通しいただければと思います。

最後に、ページをめくっていただきまして、4ページ「地区計画素案（高田地区）」です。

左側の「①かさ上げ地」についてですが、掘削、地下室の整備など、土地の区画や形質の変更を伴う行為について届出をしてもらうこととしております。これは、かさ上げの安全性を維持するためでございます。

その下の「②中心市街地（商業地域）」でございますが、商業地域では風俗施設の建築が可能なのですが、店舗型営業の風俗施設を制限いたします。これは、住宅地が近接しており、良好な環境を維持するためでございます。

「③中心市街地（準工業地域）」ですが、こちらは、危険な工場等を制限いたします。こちらも、住宅地が近接しており、良好な環境を維持するためでございます。

同じページの右側に「（その他）」ということで記載しております。

1つ目ですが、中心市街地における専用住宅の建築については、ガイドラインや借地の契約条件としてルールを検討しているところです。

2つ目に、地震時における安全性の確保のため、ブロック塀の高さ等の制限についても、今後検討してまいります。

3つ目に、地区計画とは別に、良好な景観をつくっていくためのまちなみの方針等についても、今後検討を予定しております。

以上で、資料の説明を終わります。

#### ○事務局（阿部都市計画課長）

ただいま説明いたしました2点につきましては、改めて住民説明会、そして、都市計画審議会でも議論していただく予定ですが、今の段階で御質問があれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○鶴浦委員

2ページの素案において川原川の周辺の用途が白地になっているのは、川原川の改修事業

に伴って右岸、左岸とも緑地帯にするからということですよ。そうだとすると、川原川の改修事業は県の事業だと思うのですが、川原川がかなり拡幅されるということなのでしょうか。

#### ○田中大船渡土木センター副所長

緩勾配になることは間違いなく、川幅は広がります。本日は資料を持ってきていないので、何メートルという数字は、申し上げられないのですが。

#### ○事務局（山田都市整備局長）

川幅の拡幅ということもですが、法との高さがあり、傾斜があるので、河川の両側にその分の幅をとることになります。

#### ○鵜浦委員

確かに、盛土もしますからね。

そうすると、今後河川改修をしていく中で、河川公園のようなものを整備する予定はないのでしょうか。

#### ○田中大船渡土木センター副所長

公園という名称になるかは未定ですが、散策できるようなエリアの整備は考えております。

#### ○事務局（阿部都市計画課長）

県に河川改修で整備していただくエリアとは別に、それに連動してかさ上げ部分からの河川勾配は、河川改修事業ではなく当市の土地区画整理事業の中で整備いたします。

いずれ、今委員がおっしゃられた水に親しむことができるような空間をつくりたいということと考えております。

#### ○松坂会長

一団地の津波防災拠点市街地形成施設は、当市では、高田北地区（東区及び西区）並びに高田南地区となっているのですが、この都市施設の趣旨は、津波被害からの復旧、復興を早急に行うということですよ。

今泉地区にはこの津波防災拠点市街地形成施設は設けられないのですが、そうすると、高田地区と今泉地区の復興スピードに、どのくらいの差が出てくるのでしょうか。

#### ○事務局（阿部都市計画課長）

一団地の津波防災拠点市街地形成施設については、被災の規模にかかわらず、1自治体2箇所までということで国の規制がございます。

私どもといたしましては、復興事業の緊急性と必要性を訴え、東区と西区とは、場所的には分かれているのですが、合わせて高田北地区として認めていただいたところです。ですの

で、当市においては、高田北地区と高田南地区の2箇所という位置づけでございます。

本当は、今泉地区においてもこのような事業を入れたいという思いがあったのですが、気仙川を挟んだ飛び地では一拠点と認められないということでした。このように、今泉地区には一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業を導入できなかったという経緯がございます。

**○事務局（山田都市整備局長）**

現在の公表スケジュールですと、今泉地区のかさ上げエリアは、早いところで平成29年度に建築着工可能ということになっております。今泉地区の中でも、災害公営住宅建築エリアについては一番早く建築着工可能とすることにしてはおりますが、一般の住宅については、平成29年度からということで、どうしても高田地区よりは建築着工時期が遅くなってしまいます。商店主の方々からは、「何とか早く。」という声もいただいておりますので、工程上どのような工夫ができるかをUR、JVとも協議をしているところでございます。

**○事務局（阿部都市計画課長）**

そのほか、御質問はございますでしょうか。

（「なし」の声）

**○事務局（阿部都市計画課長）**

そのほか、委員の皆様から、何かございませんでしょうか。

（「なし」の声）

**(6) 閉 会**

**○事務局（阿部都市計画課長）**

それでは、以上をもちまして、平成27年度第1回陸前高田市都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

**午前10時45分 散会**